

# します。確実に受け取ってください!



## 10月5日以降に転居された方は

「通知カード」は、10月5日時点の住民票の住所地に郵送することになっています。10月5日以降に町内で転居された方で、受け取りできずに役場に返戻されたカードは再度、新住所にお送りします。前の住所で受け取られた方は、カードご持参の上、**住民生活課もしくは由岐支所**で表面記載事項変更届をお願いいたします。



## 10月5日以降に転出される方は

旧住所地で他の世帯員の方が受理する可能性がある場合は、**カード入手後、新住所地で表面記載事項変更届をしていただくか、新住所地で新しいカード送付の手続をした後、旧住所地に届いた通知カードと印鑑をご持参の上、返納届**をお願いいたします。

※郵便、代理人による返納も可能です。また新旧どちらの住所地でも返納できます。

旧住所地で受理する可能性がない場合は、**新住所地区区町村で新しいカード送付の手続き**をお願いいたします。



## 記載内容に変更があった場合は

引っ越しや婚姻等でカードの記載内容に変更があった場合は、**住民生活課、由岐支所**または転入先の市区町村の窓口へ届け出てください。



## 世帯全員分をまとめて郵送

通知カードは、住民票に登録された世帯全員の分を世帯主宛にまとめて郵送しています。



## 簡易書留は転送されません

マイナンバーをお知らせする通知カードは転送不要となっていますので、郵便局に転送届を出されていても転送されません。転送届を出されている方には、不在票は投函されずに役場に返戻されますので、後日送付する役場からの通知と必要な持ち物を持って**住民生活課**にお越しください。



## 大切に保管してください

マイナンバーは生涯にわたって使用しますので、大切に保管してください。なお、紛失などによる再発行は手数料がかかります。

**通知カード再発行手数料 500円**



個人番号カードの交付申請が集中した場合、来年1月からの個人番号カードの交付が遅れる可能性があります。確定申告に必要とされる方は、お早めに手続をお願いいたします。

## 5 「住民基本台帳カード」をお持ちの方へ

これまでに発行した「住民基本台帳カード」(以下、「住基カード」という。)は、平成28年1月以降も有効期限まではそのままお使いになれます。住基カードを利用する目的(本人確認資料など)によってはすぐに個人番号カードに切り替える必要はありません。ただし、住基カードを利用した公的個人認証(電子証明書)を引き続き利用する場合は、住基カードの有効期限内であっても電子証明書の有効期限(3年)に達する前に更新するか、有効期限に達した時点で個人番号カードへ切り替える必要があります。

住基カードの電子証明書の更新手続を行う場合は12月22日(火)までに**住民生活課**で行ってください。

### お問い合わせ

- マイナンバー制度に関すること
- 通知カード・個人番号カードに関すること
- 個人番号カードコールセンター

役場総務企画課 ☎77-3611  
役場住民生活課 ☎77-3613  
☎0120-95-0178(無料)  
☎0570-783-578  
☎0570-064-738(外国語対応)

